

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（経済産業省）

制 度 名	創業時の登録免許税及び印紙税の課税免除措置の創設	
税 目	登録免許税、印紙税	
要 望 の 内 容	資本金 2,000 万円未満の新たな株式会社を設立（新設合併、組織変更、新設分割によるものを除く。）する際の登録免許税の免税措置及び定款の原本に係る印紙税（4 万円）の免税措置を講じる。	
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲16,300 百万円 （ - 百万円）

(1) 政策目的

諸外国と比べて高く、資本金の額が少ない小規模株式会社ほど負担が大きい我が国における株式会社設立手続きに係るコストを軽減し、本特例措置以外の予算措置、金融措置、税制措置等と合わせて、日本再生戦略で掲げられた目標である 2015 年までの開業率と廃業率の均衡、2020 年までの開業率が廃業率を定常的に上回る状態を達成し、地域の雇用や社会を支える担い手としての中小企業を増やす。

(2) 施策の必要性

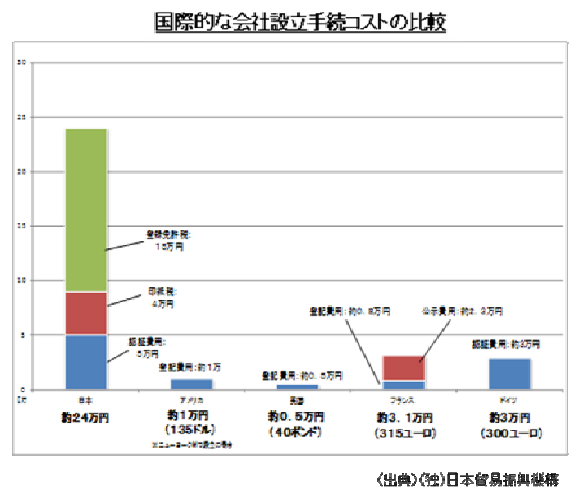
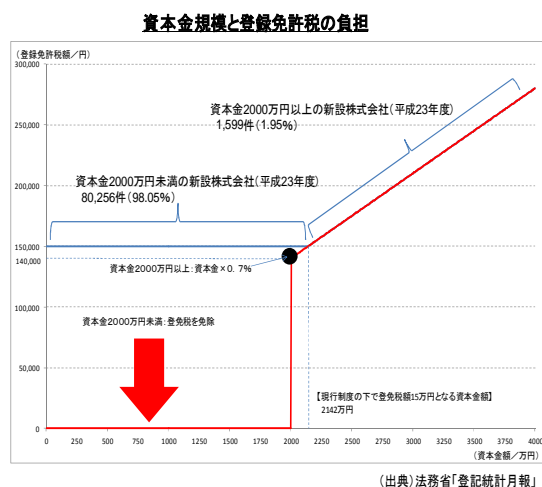
デフレや歴史的な円高等厳しい経済状況にある中で、地域経済や社会の活力向上のためには、ちいさな企業に光を当てつつ、地域の核となる中小企業が発展、活躍することが重要であり、地域のニーズに応えるきめ細かなサービスや商品を新たに提供する小規模企業の創出が不可欠である。

我が国の創業を巡る環境は、平成 18 年の最低資本金制度の撤廃やデフレの進行等による開業資金規模の低下など状況が変化している中で、足下では、98% 強の株式会社が資本金 2000 万円未満で設立されている。株式会社の設立に当たっては、他の会社形態と同様に、登録免許税、印紙税が課され、その登録免許税の額は、資本金の額の 1000 分の 7、税額が 15 万円に満たない場合は一律で 15 万円、印紙税は会社の規模を問わず一律で 4 万円とされている。

一般的に小規模企業は大中企業に比べて資金調達面の信用が弱く、創業後も事業を継続し、地域のニーズに応じていくためには、他の事業形態と比べて資金調達面等での信用が優れている株式会社での設立が望ましいが、現行の登録免許税、印紙税に係る課税制度の下では、資本金が小規模な株式会社ほど、登録免許税、印紙税の負担は大きくなっている。

また、他の先進国と比較すると、我が国における開業率は他の先進国と比べて低い一方で、会社設立コストは他の先進国と比べて非常に高く、その約 8 割を登録免許税・印紙税が占めている。

以上のような状況を踏まえ、株式会社設立時の登録免許税、印紙税の免税措置を講ずることにより、他の先進国並みの創業環境を確保するとともに、政府として「創業を促進する」という強いメッセージを発することで、創業を促進し、日本再生戦略で掲げられた目標である 2015 年までの開業率と廃業率の均衡、2020 年までの開業率が廃業率を定常的に上回る状態を達成し、地域の雇用や社会を支える担い手としての中小企業を増やすことが必要である。



今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済成長
		政策の達成目標	<p>・開業率が廃業率を定常的に上回る</p> <p>※なお、本目標は、本特例措置以外の予算措置、金融措置、税制措置等と一体となって達成するもの。</p> <p>(関連する閣議決定) ○「日本再生戦略」(平成24年7月31日閣議決定) 2015年度の間目標：開業率と廃業率の均衡 2020年度までの目標：開業率が廃業率を定常的に上回る</p> <p>IV. 日本再生のための具体策 2. 「共創の国」への具体的な取組 ~11の成長戦略と38の重点施策~ [中小企業戦略] 中小・ベンチャー企業の起業・創業・育成の支援体制強化を図るため、世界を目指す起業・創業、若手・女性等の起業・創業、第二創業といった様々な段階の起業を促進する施策、創業時・創業後の経営面の知識サポートの抜本強化、ベンチャーに挑戦する人材を鍛え、市場志向で新事業を創出する「場」の創設等を実施する。</p>
		租税特別措置の適用又は延長期間	当分の間の措置
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ
		政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>株式会社設立数 平成25年度 85825件 平成26年度 91781件 平成27年度 98150件 (経済産業省推計)</p> <p>減収額 平成25年度 163.0億円 平成26年度 174.4億円 平成27年度 186.5億円 (経済産業省推計)</p>	

		<p>要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)</p>	<p>我が国における株式会社の設立コストは他の先進国と比べて圧倒的に高く、その内訳の多くを登録免許税、印紙税が占めることから、株式会社設立時の登録免許税、印紙税の免除措置とすることで、他の先進国並での創業を可能とする環境を整備することにより、他の予算措置、金融措置、税制措置等と合わせて、創業を促進する効果がある。</p>
相当性		<p>当該要望項目以外の税制上の支援措置</p>	<p>特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例(エンジェル税制)</p>
		<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>平成 25 年度概算要求 ・ “ちいさな企業” 未来補助事業 【35.0 億円】</p>
		<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>本特例措置は、創業時の株式会社設立手続に係るコストの軽減を図るものであり、予算措置、金融措置や、創業して間もない企業に対して投資を行う個人投資家向けの措置であるエンジェル税制などの他の税制措置と一体的に、我が国における創業支援を行うものである。</p>
		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>創業の拡大を図る観点から株式会社設立手続に係るコストを軽減する本特例措置は、創業希望者が実際に創業する際に一律公平に適用されるべきものであり、金額等で執行の制限がかかる予算措置や金融措置では無く、租税特別措置によって実施することが妥当である。 また、本特例措置は、最低資本金制度の撤廃によって小規模資本金での会社設立割合が高まっている状況の中、資本金規模が小さい株式会社設立の場合ほど設立コストに占める負担が大きくなっていく登録免許税、印紙税の免税措置を、小規模資本金での株式会社の設立の場合に限り対象に実施するものであり、これにより、特定の業種での創業に偏ることなく、地域のニーズに応えるきめ細かなサービスや商品を新たに提供する多様な形態の創業が促進され、引いては多様な社会ニーズに応えることにもなることから、国民の納得できる必要最低限の措置である。</p>
適用実績と効果に関連する事項		<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>—</p>
		<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>—</p>

	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>—</p>